

教育委員会定例会

日時：平成26年5月21日（水）午後1時30分～

場所：教育センター 2階 204会議室

出席者：教育委員 早藤義則、石井紘一、山本明峰、小松泰子

事務局及び説明者 高橋事務局長、柏木課長、青木課長、小野副課長、長田指導主事

会議録署名委員： 石井紘一、小松泰子

傍聴者： 1名

委員長 みなさん、こんにちは。久しぶりの雨の中、5月の定例会にお集まりいただきありがとうございます。今日のお手元の資料、非常にたくさんありまして大変そうだなと声がありましたけれども、今日はこのあと歓送迎会もございます。慎重な審議をしていただくとともに、スピーディーな審議の方もよろしくお願ひしたいと思います。それでは、只今より教育委員会5月の定例会を開催いたします。では早速、本日の議事録署名人の指名をいたします。本日の議事録署名人は石井委員と小松委員、お願ひいたします。では、まず最初に議事録の承認をおこないたいと思います。

議事録の承認

委員長 それでは、4月の教育委員会定例会議事録の承認について事務局から説明をお願いします。

小野副課長 それでは説明いたします。4月の定例会の議事録につきましては、事前にメールで委員の皆様へお送りし、ご確認をいただいております。今回は、3箇所の文言等の訂正がございました。それでは、議事録の承認につきまして、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 質問等がないようですので、議事録につきまして、承認でよろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

委員長 異議がないようですので、平成26年4月教育委員会定例会の議事録につきましては承認されました。

小野副課長 委員長。傍聴の方がお見えになりましたので、入室していただいでよろしいでしょうか。

委員長 どうぞ。

《傍聴人1人 入室》

委員長 それでは、これより定例会の案件に入りたいと思います。案件について審議する前に皆様にお諮りしたいことがございます。協議事項の1番「平成27年度教科用図書の採択における採択地区に関する調査について」、そして2番目の「教科書採択地区についての請願について」、そして議決事項の1番「湯河原町非常勤指導主事の任用について」、2番「6月補正予算について」、3番「湯河原町民グラウンド条例について」、そしてその他の案件につきましては、教科書採択の問題や、人事に関する事、条例、予算等の未だ決定していない事項に関する事ですので、これにつきましては秘密会とさせていただきます。そして、審議の順番ですが、協議事項の3番「湯河原町いじめ防止基本方針(案)について」、4番「学校及び教育委員会が執るべき措置への提言に対する具体案について」、5番「全国学力・学習状況調査の結果の公表について」を先に審議させていただいてから、協議事項の1番、2番そして議決事項、その他と進めたいと思いますが、そのような変更でよろしいでしょうか。

委員 全員賛成

委員長 ありがとうございます。それでは、案件の順番を協議事項の3番、4番、5番を先にいたしまして、それから秘密会とし、それ以降に協議事項の1番、2番、そして議決事項、その他という順番で行います。では、早速、案件に入ります。

(1) 報告事項

① 湯河原町子どもフォーラムについて

委員長 それでは、湯河原町子どもフォーラムについて報告をお願いします。

長田指導主事 それでは、資料1に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき説明)

- ・ 昨日、各学校に依頼文を発出し、児童、生徒、保護者にこの案内が届くようお願いをさせていただきました。
- ・ 実施要項に基づき、目的、開催日時、開催場所、参加対象、テーマについて説明。
- ・ 開催数は昨年度より1回増やし6回とした。
- ・ DAY1、DAY2の内容等について説明。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

石井委員 この目的にある「笑顔あふれる最高の楽校」というのは一昨年からやっていますね。

これは、終わりは何時になるのですか。

長田指導主事 そもそも「笑顔あふれる最高の楽校」というものが何かというところも、まだ、全員で確認をしていないので、それが達成できる、できないというのは定義がはっきりしていないので何とも言えませんが、私個人の考えでは、これは完成する時がない、永遠に追い続けなければいけないテーマだと考えています。

石井委員 それですと、これからも子どもフォーラムをこういう形でやっていくということですか。

長田指導主事 それを目指すために、活動を続けていくということが大事なのではないかと、私は捉えています。

石井委員 例えば、一時学校に戻して、その間、ある程度実現できるものは実現させて、実現できないものは、また違う形でやっていくというような方法はないのですか。

長田指導主事 昨年度から、学校とタイアップということは常に念頭に置きながらやっています。子どもフォーラムで得たことを学校へ返すとか、学校で学んだことを子どもフォーラムに持ち込むということは、昨年度は少しずつ出来ましたし、今年度はさらに出来ると考えています。5月8日の運営会議の中でも、コーディネーターとも話をしましたが、「こういうものは、直ぐに結果は出ませんね。」という共通理解ができました。子ども達が、高校に行ったり大学に行ったり、または社会に出たりした時に、この時の活動が花開くと言いますか、そのようなことが湯河原町の10年後、20年後、30年後を作っていくのだということを確認させていただきました。ただ、それではダメだと言われてしまえば、それまでですが。

石井委員 ダメだとは言いませんが、スパンが長過ぎてしまって、子どもは毎年変わりますので、まあ、小学校から子どもフォーラムに参加していれば、中学校でも同じ子どもが参加するということはありますけれども、中学校に入って、必ずしもその子が参加するとは限らない。ある程度、結果が出るまで違う形に持っていくのも方法ではないかと思うのですけれども。

長田指導主事 逆に終わってはいけないのではないかと自分では思っています。その為にも、先生方、保護者の方、地域の方にもっとこういう活動を、子ども達が一生懸命やっているということを知っていただくことが必要です。そのうえで、子ども達が頑張っているところを応援していただくとか、そこは子ども達では無理だから、我々大人が手を貸すよとか、その様な動きができるとう湯河原町のためにプラスになるのではないかとこのように捉えています。

石井委員 発展的にいくのは良いのだけれども、「笑顔あふれる最高の楽校」というのは、いつまでもこれをやっていて、例えば10年、20年続いて、少しも笑顔があふれない、成果が出ないということにもなりかねない。ですから、ある程度やったところで形を変えていくとか、そういうことも考えなければならない。

長田指導主事 そうですね。ただ、それがやはり、大人からのトップダウンではなくて、子ども達の中から、「もう笑顔あふれる最高の楽校に近づいたよね、じゃ一次こういうことをやろうよ。」というところが生まれることが大事だと思っています。ですから、5年後に変えますとか、10年後に変えますとかではなくて、やはり、そういうことを大人が見据えながら、子ども達からそういう声が出てきた時に、それをキャッチできるような状況を作っておくことが必要だと思っています。

委員長 他には、いかがでしょうか。

山本委員 一日だけの参加でもかまいません、と書いてありますが、1回ずつ単発で実施するわけではないですね。6回をトータルに一つの事業として捉えているわけで、できれば全てに参加した方が良いというようなことでは有るのですね。

長田指導主事 思いとしては、そうです。先程、申し上げたとおり、できる限り、参加したいと思った子どもが、参加し易いような状況を作った方が良いのではないかと考えまして、一日だけの参加でもかまいませんというようにしました。

山本委員 流れとしては、6回目が纏めのような形で、少しずつ進んでいくような流れですね。

長田指導主事 はい。

委員長 他には、いかがでしょうか。

委員 質問等なし。

委員長 私から一つ。前回は、前々回も見させていただいた中で、参加者を増やす手法として、今、仰るように一日だけの参加でもかまいませんということですが、やはりその一日だけで

も参加してみたいと思わせるものが一つあると良いと思います。今回、ここに書かれている「スポーツ鬼ごっこ」や「ドッジビー」という、スポーツでゲーム感覚の有るものが、おそらく売りなのかなとは思いますが、例えば話題になるための映画、ディスカッションするための映画等があると、すごく子どもは入りやすい。子どもも興味がある、そういうようなものを入れて、それに参加すれば、それだけでも参加したことになる。先ず1回参加させるということで、何か方法や手法を考えたらどうかと思います。

長田指導主事 はい。今、映画というお話で、5月8日の会議の中でも、コーディネーターの方から「小さな哲学者達」というフランスの映画が有るので、そういうものを上映して、そこから子ども達の活動を活性化できれば良いですねというような話が有りました。ただ「小さな哲学者達」を観ますと言っても、それで参加する子どもが増えるかは分かりませんが、コーディネーターの方達も人を集めたいという気持ちはすごく強いです。ですので、いろいろなアイデアもお持ちです。もう一つ目玉は、防災ロゲイニングだと思っています。昨年度も防災ロゲイニングだけ参加した地域の方や、PTA役員の方もいらっしゃいましたので、そういう意味では、イベントとしては有効なのではないかと考えています。もう一つ人集めということで、おそらく「子どもフォーラム」ってそもそも何なのかという児童・生徒が多いと思います。そこで、今年度は、コーディネーターの方が作ってくださった昨年度の状況をダイジェストで5分くらいに纏めたDVDがありますので、それを各学校に1枚ずつ配布し、学活や特別活動の時間に、子ども達に必要であれば観ていただくことを可能にしました。それで、雰囲気や状況を映像でイメージしていただき、参加を募るという方法も一つ実施しています。

委員長 他には、よろしいでしょうか。

山本委員 参加される児童、生徒は、生徒会の方が多いのですか。

長田指導主事 昨年度は、そのようなことはありませんでした。

山本委員 それでは、例えば、参加された児童、生徒が各学校へ何か持ち帰るものがあるとしたら、生徒会というわけではないということですか。

長田指導主事 そうではありません。

委員長 他には、よろしいでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 特にないようですので、次の案件に移ります。

② 湯河原町学びづくり推進事業について

委員長 それでは、湯河原町学びづくり推進事業について報告をお願いします。

長田指導主事 それでは、資料2に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき説明)

- ・ 昨年度までは、県の委託事業であったが、今年度は、町単独事業として実施する。
- ・ 事業の概要について説明。
- ・ テーマに関しては、「自己肯定感・自己有用感の醸成」と「学力向上」の2本立てで設定。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 特にないようですので、次の案件に移ります。

③ 平成 26 年 5 月 1 日現在の児童・生徒数について

委員長 それでは、平成 26 年 5 月 1 日現在の児童・生徒数について報告をお願いします。

小野副課長 それでは、資料 3 に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき説明)

- ・ 各小中学校及び幼稚園の 5 月 1 日現在の児童・生徒数及び学級数について説明

委員長 ただいま、事務局から説明がありました。皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

山本委員 小学校を卒業された子ども達が、どうしても真鶴中学校に行きたいという場合には、それは可能なのでしょうか。

小野副課長 区域外就学という形になりますが、真鶴町の教育委員会に申請があった時に、許可をする、しないの判断を真鶴町でするんですけども、やはり一定の基準がありますので、その基準に従って判断されていると思います。

山本委員 真鶴側の判断になるということですね。

小野副課長 そうです。まず、受け入れ側の許可という形になって、その後、こちら側に協議という形で紹介が来ます。

委員長 他には、いかがでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 特にないようですので、次の案件に移ります。

④ 平成 26 年度ツバメの観察会について

委員長 それでは、平成 26 年度ツバメの観察会について報告をお願いします。

青木課長 それでは、資料 4 に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき説明)

- ・ 開催日時：平成 26 年 6 月 8 日（日）9:00～12:10 荒天の場合は室内での学習を実施
- ・ 講師：角田昌司氏
- ・ 定員：20 名

委員長 ただいま、事務局から説明がありました。皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 昨年も、あまり人数が多くありませんでしたが、現在まで、何人の申し込みがありましたか。

青木課長 まだ、3 人でございます。

委員長 それは、子どもの数ということですか。

青木課長 はい、そうです。それで、校長会等にも諮って、先生等の参加もお願いしてございますので、状況に応じて、また学校にも呼びかけをしたいと考えております。

委員長 昨年は、何人でしたか。

青木課長 すみません。今、手元に資料がありません。

委員長 昨年も 20 人にはなっていないかと思います。

青木課長 確か、定員にはなっていないかと思います。

委員長 定員はもっと多かったと思います。確か 40 人とか、その前は定員が 100 人という年もありました。

青木課長 少し前までは、企業のご協力をいただきバーベキューを行ったりしましたが、本来の自然観察会のスタイルに戻すべきではないかということで、先ずそちらに親しんでいただくことを優先的にということで、規模的にも元に戻りつつあるなというところだったんですけども、いかんせん参加人数が少ないということがありますので、もう少し呼びかけを考えなければいけないと考えています。

委員長 もう一つ、「湯河原のツバメ」の冊子は、持っていない参加者には配られるのですか。

青木課長 増刷はしていないということですので、現状では、教育委員会にある資料を貸し出して見ていただくという形になってしまうと思います。

委員長 貸出だから、返却していただくということですか。

青木課長 そうです。もしくは、必要なところをコピー等して、お渡しするというのも可能かと考えております。

委員長 他には、質問、ご意見等ありませんか。

委員 質問等なし。

委員長 質問等ないようですので、次の案件に移ります。

⑤ 平成 26 年度ポートステイブンス市中学生派遣事業について

委員長 それでは、平成 26 年度ポートステイブンス市中学生派遣事業について報告をお願いします。

青木課長 それでは、資料 5 に基づいて説明をいたします。

(事業計画書に基づき説明)

- ・ 5 月 8 日に事業説明会を行い、5 月 8 日から 5 月 19 日の募集期間に 15 名の申込みがあった。15 名の内訳は、湯河原中学校の生徒が 13 名、真鶴中学校の生徒が 1 名、私立中学校の生徒が 1 名。
- ・ 5 月 22 日に参加者選考試験（リスニング、筆記試験、作文、面接等）を行う。
- ・ 選考試験の面接については、この派遣事業に参加された高校 1 年生の女子 2 名の方にご協力をいただいて、集団面接的な形で実施する。
- ・ 選考結果については、6 月 6 日に通知する。

委員長 ただいま、事務局から説明がありました。皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 質問等ないようですので、次の案件に移ります。

⑥ 平成 26 年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流について

委員長 それでは、平成 26 年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流について報告をお願いします。

青木課長 それでは、資料6に基づいて説明をいたします。

(参加児童募集要項に基づき説明)

- ・ 参加者募集要項については、本日、小学校5・6年生を対象に配布し、また、本日の地方紙にも掲載をお願いしている。
- ・ 8月2日、3日のやっさ祭りの日に三原市の児童40人をお迎えし、そのホスト役として児童40名を募集する。
- ・ 応募資格としては、第1回から第3回までの事前学習会、事後学習会に参加できること。
- ・ 募集期間は、5月21日から6月2日まで
- ・ 特に、昨年、三原市に行かれた新6年生につきましては、積極的な参加を促していただくよう、各小学校をお願いしている。
- ・ 8月2日、3日の交流会等の内容について説明。

委員長 ただいま、事務局から説明がありました。皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 私の方から質問します。三原市と湯河原町の交流について、何故、三原市と湯河原町が姉妹都市になったのかというような、そういう説明については事前説明会でできますか。

青木課長 基本的には事前学習会の中で、交流になった云われやきっかけ、あと、やっさ踊りでの繋がり、また、土肥次郎實平と小早川の関係等も含めてお話をさせていただくというように考えております。

委員長 例えば、そういうものに対して、土肥会の方などは関わらないのですか。

青木課長 土肥会につきましては、当日の交歓会の時に、云われについてのお話を30分程していただくというような形で、三原市と湯河原町の子ども達を合わせてというような形で考えております。

委員長 もう一点。せっかく三原市から40人の児童が来て、コースの中に湯河原の美術館を入れることは時間的に難しいのですか。

青木課長 実は、美術館や独歩の湯という意見も有ったのですが、雨天の場合には美術館がコースの中に入っているのですが、天気の良い場合は、三原市の児童は電車等の移動時間も長いので、表に連れて行ってあげたいということで、大観山ということになりました。

委員長 他に、皆さんの方から、ご意見、ご質問等はよろしいでしょうか。

石井委員 大観山に行きますけれども、しとどの窟は選択肢にありませんか。

青木課長 コース的には、問題ないかと思いますが、唯一気になったのが、カーブが多い道路ですので、湯河原パークウェイでの往復を考えています。石井委員が仰るように、繋がりや云われがある場所とすれば、しとどの窟もあるのではないかと思いますので、未だ時間が有りますので、検討させていただきたいと思います。

委員長 他には、いかがでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 城願寺には行きますか。

青木課長 はい、初日に行きます。山本委員よろしくお願いいいたします。

山本委員 はい。

委員長 他には、よろしいでしょうか。

委員 特になし

委員長 特にないようですので、次の案件に移ります。

⑦ 湯河原町学童保育所条例について

委員長 それでは、湯河原町学童保育所条例について報告をお願いします。

青木課長 それでは、資料7に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき説明)

- ・ 子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正を受けて条例を制定するもの。
- ・ 本町においては、平成11年度から小学校1年生から3年生を対象に学童保育所を開設しており、湯河原町学童保育所運営要綱に基づき運営している。
- ・ 児童福祉法の改正に伴い、小学校1年生から6年生が対象児童となる。
- ・ 改正に伴う課題として、教室数の増室、指導員の増が見込まれる。
- ・ 教室数の増については、3小学校共にご協力をいただけるということで、内諾をいただいている。
- ・ 1教室毎に有資格者1名が必要。交代を考慮すると、実際には倍の有資格者が必要になると考えている。
- ・ 今後のスケジュールについて説明
- ・ 条例(骨子案)について説明

委員長 ただいま、事務局から説明がありました。皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

石井委員 今有る運営要綱を法律に沿ったように直して、使うということですか。

青木課長 基本的には、先程、お話しした条例(骨子案)の基準を条例化すれば良いのですが、既に要綱というものが有りますので、今後、県とも調整して検討していきたいと考えております。

石井委員 運営要綱第7条に経費の規定が有りますが、現状で滞納は有るのですか。

青木課長 私が、伺っている限りでは、滞納は有りません。

委員長 他には、いかがでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 今の説明にも有りますように、条例の内容について、何処までを入れるのかということについては未だ調査中ということですので、皆さんの方からも何かありましたら、直接事務局へ言っていただけたらと思います。他に質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 特にないようですので、次の案件に移ります。

⑧ 平成25年度放課後子ども教室の実施状況について

委員長 それでは、平成25年度放課後子ども教室の実施状況について報告をお願いします。

青木課長 それでは、資料8に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき説明)

- ・ 東台福浦小学校で実施している「そよかぜきょうしつ」、湯河原小学校で実施してい

る「放課後まなび教室」の実施状況について説明

- ・ 今後、吉浜小学校の開設についても視野に入れながら検討していかなければならぬと考えている。

委員長 ただいま、事務局から説明がありました。皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 私から一点。先程、吉浜小学校についても、これを考えていくとのお話がありました。湯河原小学校のまなび教室については、保護者の方からのご意見がこういう形に実を結んだというようなものだったと思いますが、吉浜小学校の場合にも、保護者からそういう要望なりご意見が出ているということでしょうか。

青木課長 現時点では、委員長が仰るようなニーズやご要望についての声は事務局には届いておりません。ただ、二つの小学校で開設され、また、そういったニーズが有るということは、実際に調査等をすれば、吉浜小学校でも同じような声が出るのではないかと考えています。学童保育とは別に、放課後子ども教室の開設ということも視野に入れて考えていかなければならないのではないかと考えています。事務局としては今後の検討課題として取り組んでいけたらと考えております。

委員長 ただ、これは行政主導型のものではなく、やはり民間主導というか、湯河原小学校が行ったようなボランティア中心のものであることが、非常に望ましい形だということに思います。これが行政の方からということになりますと、予算付けをしてということ、非常にその後の運営についても大変になってくると思います。何も全部の学校が同じでなくても、その地域性も有ることです。現実的に学童保育についても、湯河原小学校は非常に応募者が多いという状況も有りますから、必ずしも吉浜小学校も同じような状況とは限らないと思います。また、学童保育も6年生まで対象になってくるというその辺の状況を見ながらの方が良いのではないかと思います。

青木課長 ありがとうございます。今、委員長が仰るように、まずは湯河原小学校の立ち上がりがありますので、この立ち上げについて、さらにご協力いただけるような、湯河原町ボランティア協会の声を聞きながら、少しずつ、本当にニーズがあるのかという部分も含めて、余り行政が出しゃばらずといいますか、前に出過ぎずにこの地域の声を待つというのも一つの手段だと思いますので、今後検討していきたいと思っております。

石井委員 湯河原小学校の放課後まなび教室の児童や保護者の意見というのは、何か纏めたりしているのですか。

青木課長 今のところ、未だ立ち上げたばかりということで、まなび教室の安全管理員等が意見の集約をして、どういった運営や何が必要かということ、検証している段階で、実際に今年度につきましても、どういう動き出しをしていこうかということも、正直、未だ検討しているような段階でございます。

委員長 他には、何かございますか。

委員 質問等なし

委員長 質問等ないようですので、次の案件に移ります。

⑨ 平成25年度放課後児童健全育成事業の実施状況について

委員長 平成 25 年度放課後児童健全育成事業の実施状況について報告をお願いいたします。

青木課長 それでは資料 9 に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、実施状況について説明)

- ・ 平成 25 年度 3 月 31 日現在利用者数は、湯河原小学校 61 名、吉浜小学校 40 名、東台福浦小学校 12 名、計 113 名が利用。
- ・ 活動日数 292 日、指導員の延べ人数 2,832 人、参加児童の延べ人数 20,838 人
- ・ 各保育所の開設時期は湯河原小学校が平成 11 年 10 月、吉浜小学校が平成 15 年 4 月、東台福浦小学校が平成 18 年 4 月から開設した。

委員長 ただいま、事務局から説明がありました。皆さんの方から、質問、ご意見等ありませんでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 質問等ないようですので、次の案件に移ります。

《傍聴人 1 人 退室》

⑩ 平成 25 年度町立湯河原美術館事業実績について

委員長 それでは、平成 25 年度町立湯河原美術館事業について報告をお願いします。

事務局長 それでは資料 10 に基づいて説明をいたします

(資料に基づき、事業実績について説明)

- ・ 入館者数は前年に対し 4% の減。ただし今年度のゴールデンウィークは前年のゴールデンウィークよりも来館人数があった。民間からの PR が大きな要因のひとつ。
- ・ 展覧会は、三分類の展覧会を実施。
- ・ トーク関係は、ギャラリートーク、アーティストトーク、ミュージアムリレー、平松礼二画伯ギャラリートーク & サイン会、平松礼二画伯と町長との新春特別対談の公開収録を実施。
- ・ 講座等では、こどもワークショップ、美術館たんけん等の講座を実施
- ・ 学校関係では、小中学校の鑑賞教室、こどもギャラリー、学芸員ツアー等を実施
- ・ 家庭の日の町民観覧料は無料

委員長 ただいま、事務局から説明がありました。皆さんの方から、質問、ご意見等ありませんでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 一点よろしいでしょうか。事業実績の展覧会の 3 番目、現代作家展の手嶋有男さんが亡くなられて、遺品の寄贈の話がきているかと思いますが、その後、それについてはどういう話になっていますか。

事務局長 その話が有りまして、美術館の方では引き続き対応をしているところです。作品が大きいということで収納の問題等ありますが、美術館の方で対応していると伺っております。

委員長 実は私も遺族の方とお会いした時に、その前に前の事務局長とも話をしたのですが、美術館への寄贈と更に教育委員会、つまり小中学校への展示、寄贈あるいは図書館も含めてという話が有ったかと思いますが。要するに、かなりの数の作品が有りますので、せっかく湯河原に住んでいたということで寄贈されるということですが、美術館には確か二点を寄贈し

ていただき、それ以外に学校ですとか公共施設にもという話をされていまして、教育委員会からそういう返事をしたということでしたので、それが実際に何時、寄贈されるのかということで、今お聞きしたのですけれども。それでは、寄贈していただく作品もまだ決まっていないということでしょうか。

事務局長 そうですね。その辺の詳しいことにつきましては、私どもは聞いていなかったものから、手嶋氏の話は聞いておりますが、その後の進展については、今、確認できておりません。また、学校の話もちよっと聞いておりませんでしたので、確認してみます。

委員長 そうですね。その辺は確認をお願いします。

事務局長 各学校へということですね。

委員長 そうですね。要するに各学校を含めた公共機関に展示できる程の大きさのものということで、号数でいえば50号～100号程度。また、小さいものもあるので、それはこちらの希望するものということでした。他にはよろしいでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 特にないようですので、次の案件に移ります。

⑪ 平成25年度図書館活動報告について

委員長 それでは、平成25年度図書館活動報告について報告をお願いいたします。

事務局長 それでは、資料11に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、活動内容について説明)

- ・ 図書館の冊数は前年度の3月末現在に比べて1,500冊程の減。
- ・ 利用状況については、児童図書の貸出数が減っている。その対策として、今年度はヤングアダルトコーナーを設置します。
- ・ 視聴覚資料の貸出数の減少については、現在、所蔵しているものがビデオテープが半数以上であるため、今後、DVDへの切り替えを行っていく。
- ・ 利用者層が高齢化しているため、一回に借りる冊数が減少している。対策として手軽に読める文庫本を増設していく。
- ・ インターネットでの予約状況が増加している。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

山本委員 差し引き1,565冊少なくなっているということですが、その内の紛失、盗難と思われるものというは入っているのでしょうか。

事務局長 そうですね。それも入っていると思われませんが、最近では防犯カメラを設置しまして、そういった防止はだいぶ進んでいるということです。やはり古くなったり、汚損されたものが多いという状況です。ただ、切り取られたということは減ってきているようです。

委員長 例のアンネの日記といったようなことは、無いということですか。

事務局長 アンネの日記のように特定の分野に被害の及んだものは、ありません。

委員長 あとは美術全集的なものとか写真集のようなものが、そのページだけ抜かれているということがたまに有りましたが、それも有りませんか。

事務局長 だいぶ減ってきているというか、報告はありません。ただ一件、紛失というか無くなったと思ったら地下に有ったということはありません。

石井委員 今、図書館に行くと、そういう貼り紙がしてありますね。

事務局長 安全カメラですか。

石井委員 無断で持っていかないでというような内容のものです。

事務局長 今後も、そういう防止は引き続き行っていきます。

委員長 他には、いかがでしょうか。

委員 質問等なし。

委員長 児童図書の貸し出しが非常に減っている、1割以上も減っているわけですけども、これについての対策というのは、何か方法を考えていますでしょうか。

事務局長 やはり全国的な傾向ですけども、読書離れということがありますので、先程もお話させていただきましたけれども、読書活動推進計画の中でヤングアダルトコーナーを設けて、注目していただくというようなことは考えております。

委員長 先程の話の年齢層からいくと、ヤングアダルトは児童図書ではなく、一般図書の方ではないか思うのですが。

事務局長 児童図書の分類にはなっております。

委員長 ヤングアダルトがですか。

事務局長 はい。

委員長 湯河原町の場合には、このセカンドブックを始めている中で貸出が減っている。前回、小松委員からご指摘がございました、セカンドブックを活用して他の本にも興味を持たせるということで、更にそれを学校図書館なり、あるいは町の図書館からお借りするというような進め方をするとか、あるいは学校巡回文庫はありますけれども保育園や幼稚園への巡回文庫というのは、やっていないのかどうか。あるいは各家庭へはどうか。

事務局長 保育園や幼稚園への巡回文庫は実施しておりません。

委員長 この児童図書の範疇がどういうものか、区分けは分かりませんが、例えば、そういうところに絵本的なものまで含めていけば、児童図書の貸し出し数が増えたり、あるいは親子で図書館に通う回数が増えたりということは、考えられると思いますが。

事務局長 おそらく保育園などにはお声がけしていないと思います。ただ、絵本や紙芝居を一度に250～300冊園に配本し貸出、園で管理し、保護者への貸出をしたり、園での読み聞かせに利用する、団体貸出を4か月に一度実施しています。いずれにしても一番に読んでもらいたい年齢層でいけば、小学生、中学生に読んでもらいたいのですけども、なかなか学校の方でも、常時、図書室に人を配置できない。また授業時間の関係で、児童・生徒が図書館に行ける時間が限られている。ですから昼休みや放課後に、なんとか図書を案内できるような人を配置ができないかと考えております。ただ、それには司書を配置することになると思いますので、経費がかかります。議会側からもそういう要請がありますし、また、国の施策でもありますので、そういうことが今後認められるようであれば、お願いしたいと考えております。それで、先月、町長との面談で、ボランティアの方からそういう要望も出ており、直接お話しを伺っておりますので、そういった対応を今後していきたいと考えております。

委員長 そうですね。やはりそういう一般の方々、ボランティア精神で図書の大切さを子ども達にわかってもらおうという努力をされていますので、教育委員会としてもそういう声を吸い上げられるような、そういう動きをしていただけたらと思います。

事務局長 支援ができればということですね。

委員長 そうですね。図書館と学校図書との繋がりを作らないとそれはできないと思いますので、お願いいたします。

事務局長 ひとつネックになるのは、学校図書館のシステムと図書館のシステムが繋がっていない。学校図書館のシステム自体がかなり古いので、それを例えば図書館のシステムの中に組み込むとなると莫大なお金がかかってしまう。ただ、実際そうになると、蔵書がどういったものがあるとか、お互いに検索もでき照会もしやすいのですが、予算がかかってしまうという問題があります。

委員長 他に質問ご意見等ございませんでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 質問等ないようなので、次の案件に移ります。

《長田指導主事 退室》

⑫ 平成 25 年度ヘルシープラザの利用状況について

委員長 それでは、平成 25 年度ヘルシープラザの利用状況について報告をお願いします。

青木課長 それでは、資料 12 に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、利用状況について説明)

- ・指定管理者として東海体育指導、東海ビルメンテナンスの共同事業体が運営
- ・多目的室、個人利用状況はほぼ横這いだが各体育室の利用は増。各教室の参加状況も指定管者独自事業等の努力で増。
- ・駐車場利用状況が大幅に減。コインパーキングができたためと思われる。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 質問等ないようなので、次の案件に移ります。

⑬ 平成 25 年度町民体育館の利用状況について

委員長 それでは、平成 25 年度町民体育館の利用状況について報告をお願いします。

青木課長 それでは、資料 13 に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、利用状況について説明)

- ・稼働率、利用件数は、ほぼ横這い状況。減免・免除団体の利用が多い。
- ・次回から月毎の集計表形式でお示しする。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

石井委員 利用件数で個人の件数と人数が増えている要因はなんですか。

青木課長 おそらく団体が使わない時間に対して個人が使用できますので、団体の件数が若干減っている分、個人の利用が増えたのではないかと予測されます。

石井委員 そうではないのではありませんか。件数も人数も大幅に増えています。

青木課長 個人の申込みは、二人でも三人でも申し込んだ件数でカウントされますので、実際に団体が使わない時に個人の参加があったということで、個人利用が増えているのではないかと

と伺っております。

石井委員 平成24年度は212人だったのが、平成25年度は734人ということは500人増えていきます。件数も、52件だったものが126件に増えていきます。団体が使わない時に使用されたということですが、団体の件数は、そんなに変わっていない、なにか特段の要因はないのですか。

青木課長 特段の要因というのは聞いておりません。そちらについても検証させていただきたいと思っております。

委員長 では、今の質問も含めて個人の利用数が増えた理由等について確認をしていただき、次の時にまた報告をお願いしたいと思います。他にはございませんか。

委員 特になし

委員長 特になさるので、以上で13件の報告事項を終了し、協議事項に入ります。

(2) 協議事項

③ 湯河原町いじめ防止基本方針(案)について(継続協議)

委員長 協議事項は順番を変更しておりますので、継続協議となっている湯河原町いじめ防止基本方針(案)についてから協議をします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏木課長 いじめ防止基本方針は継続協議となっております。前回いろいろ意見をいただきまして、事務局としてもまた若干の見直しを加えたうえで修正をいたしましたので、本日、この場をお借りして確定に向けて検討していただければと思っております。まず表紙の部分では、「湯河原町」と入れてございます。一枚めくっていただきまして「はじめに」の所ですが、文言の修正です。網掛けをしている部分が修正箇所でございます。次に、5ページでございます。「(3) いじめへの早期対応・早期解決」というところでご意見をいただいております。問題のある生徒の記録を入手し情報を共有化して適正な対応が迅速にとれるようにということで、3つ目の○のところですが「チーム内で情報を共有するとともに、組織的に対応していくことが必要です。このために、児童・生徒の指導の記録を作成するとともに、適切に保管します。」と追加修正を行っております。続きまして7ページをお願いいたします。(3)の3つ目の○につきましては「地域の自治区会」となっているのを「区会」というようにさせていただきました。それから(4)の「人材の確保及び資質の向上」というところでは、人材の確保及び資質の向上の部分で、具体的なものが見えないのではというようなところで、網掛けの部分ですが「教職員に対する研修事業の充実を図り、その研修が受講者のみの成果に留まらず、他の教職員へ広く還元できるように努めます。」ということと、その下の「指導主事を増員するなど、町教育委員会事務局の人的体制を充実するよう努めます。」というように修正しました。

事務局長 ここでは「指導主事を増員するなど」という形で、具体例を示させていただいておりますが、これは基本方針ですので、常時そういう形で毎年増えていくというような印象も受けますので、これは削除させていただきたいと思っております。

柏木課長 失礼いたしました。続いて8ページでございます。「(6) いじめの防止等のための調査研究の推進等」というところで、1つ目の○で湯河原町学校サポート会議というところがございます。この会議については、機能していられるのかというご心配をいただきましたが、いじめ対策推進法の中で、その法律に基づく機関として機能を持たせていくということで、

ここでは文言の修正はしてございません。19ページの(3)にも、学校サポート会議の役割というのが記載されております。湯河原町学校サポート会議の役割につきまして、いじめに関する課題や効果的な取組みをしていくというようなことが有りますので、ここでは、ご意見はいただきましたが、修正は行っておりません。それから、次の9ページでございます。上段の二つの○の中でカタカナの横文字が多いので、入れ替えができるのであれば日本語でというご指示をいただきましたが、なかなか文章の中に入れ込むことが難しかったので、コメントとして下段の方に注釈をつけさせていただきました。1番の「町支援教育アドバイザー」については「教育的課題を抱えた児童・生徒への教員による支援・指導に対する助言や、発達検査の実施及び支援計画作成に対する助言などを行う学校臨床専門の心理士」という大変長くなりますが、このような内容の注釈です。それから2番目の「アセスメント」につきましては「児童・生徒の普段の様子を観察したり、教員から聞き取りをしたりして、状況を把握すること。」との注釈を付けさせていただきました。続いて10ページをお願いします。2つ目の○の3行目ですけれども、教員能力の向上について強調をとということでございましたので、「教職員の資質能力の向上に向けた取り組みのより一層の充実を図ります。」ということで「より一層の」という文言を入れさせていただきました。続いて11ページでございます。「(6) 地域との連携」ということで、自治会から教育関係の役員等を出していただいて協力体制を作るというようなご意見がございましたので、3つ目の○ですけれども、少し改めさせていただきましたまして「区長連絡協議会等、地域の諸団体との連携をより一層密にし、連携・協力する体制の推進に努めます。」ということで、区会とか地域の諸団体という文言を入れさせていただきました。それから「3 学校が実施する処置」のところ、学校の主体性がこの内容だと伝わってこないというようなご意見がございましたので、(1)の上にありますように「次に記載する様々な措置を、学校が主体的に実施できるよう、町教育委員会は支援・指導を継続的に行っていきます。」というようなことで、学校が主体的に実施するというようなことを入れさせていただきました。続いて12ページでございます。「(3) いじめの早期発見のための措置」でございますが、問題が起きて担任は知らなかったという状況では困るということで、4つ目の○の部分ですが、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を強く持つ」ということ、それから「教職員同志が連携できるよう、報告・連絡・相談のマニュアルの徹底を図ります。」ということで、教職員同志の連携等を入れさせていただきました。続いて16ページでございます。「(2) 事実関係を明確にするための調査」というところで、ここもご指摘いただいた部分ですが修正等はありませんが、重大事態の調査の実施主体が、教育委員会というようになっておりまして、学校は何もしないということにはならないかということですが、ここではあくまでも重大事案のことを言っておりまして、法律等にもそのような形になっておりますので、あくまでも教育委員会、また県の教育委員会等が最終的に重大事案につきましては、判断をするということでご理解いただきたいと思っております。それから、「イ 町教育委員会が調査主体となる場合」の3行目の「県教育委員会」というのは「町教育委員会」の誤りでございますので、修正をさせていただきます。修正につきましては、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ただいま、継続協議になっておりました湯河原町いじめ防止基本方針について、4月の定例会の時に石井委員から様々なご指摘がありまして、今回、事務局で文言等を修正したものが皆様のお手元でございます。今、柏木課長から説明がございま

したが、質問ご意見等いかがでしょうか。どこでも結構ですので、また前回は気が付かなかった点で今回特に気が付いた点、修正すべき点、付け加えるべき点等ございましたらお願いいたします。

石井委員 よろしいですか。私としては、文言はいいですけども、いづれにしても実行されなければ意味がない。二度とあのような犠牲が出ないように、それだけです。

委員長 石井委員は、このいじめ防止基本方針が、是非、実行、効力の有るものであるようにということだと思いますが、そうするための文章としての内容ができるだけ落ち度の無いようにしていきたいと思いますが、皆さんの方で他に特に気になるところはございませんか。

石井委員 ひとついいですか。この間いただいた中学校の「学校いじめ防止基本方針」を見ました。その中に、市教育委員会とか県教育委員会とか何だかよくわからない文章がいっぱい出てきます。これは、精査しないとだめだと思いました。湯河原町を指しているところが市になったり、何か相談するところがいきなり県になったり、そんなことは有り得ない。

事務局長 それは、法律上、学校が作るようになって、本来でしたら町の基本方針が先にできて、これを参酌して作るような形になりますけれども、これは前後したということで、校長会でもお話をさせていただきましたが、取り敢えず法定になっておりますから4月にスタートしようと、そして、町の基本方針ができた段階でこれを各学校にお配りして、それを見て新たに改訂版を作っていたかどうかということになっております。

石井委員 それはいいですけども、改訂版を作ったとしても、市になっているところや県になっているところはおかしいですね。

事務局長 それは、おかしいです。

石井委員 当然、町の教育委員会としなければならないところが、県になっている。

委員長 そうしましたら、やはり事務局の方から小中学校に対してもう一度きちんと文言の見直しをするように言っていただけたらと思います。

事務局長 校長会を通じて、お話させていただきます。

委員長 この案件につきましては、できれば今日採択したいと思いますが、今、局長が言われたように、町の基本方針を基にしてということですけども、やはりその前に、余りにも明白な誤植が有るようでしたら、そこは早めに手を付けるようにお願いします。他にはいかがでしょうか。

小松委員 12 ページの「(3) いじめの早期発見のための措置」のところで、いじめアンケートに対して丁寧に拾い上げてと書いてあるんですけども、もっとマニュアル化して、できればその当日子どもに書かせたものに関しては、担任の先生が目を通すことが望ましいと思いますので、そういう期日を区切った方が良いのではないかと思います。

委員長 今のは 12 ページの 3 番いじめの早期発見の措置のアンケートの取り扱いについての 1 番はじめのところでしょうか。ここに内容について丁寧に拾い上げと有るんですけども、ここに期間をいつくらいまでにですとか、数字的に入れるのは非常に難しい部分がありますから、例えば「できる限り早く」とかそういうものが入った方が、ただ丁寧に拾い上げというよりも良いのではないかとのご指摘ですけども、いかがでしょうか。アンケートの内容について丁寧に拾い上げるということでそれで大丈夫なのか、時期としてできるだけ迅速にとか、どうでしょうか、迅速にという言葉を入れたらいかがでしょうか。

柏木課長 拾い上げの後に「迅速に確認し、アンケート用紙の」というような形でよろしいでし

ようか。

委員長 そうですね。その辺の文言はお任せして、迅速にという言葉を入れていただければいいと思います。他にはいかがでしょうか。

事務局長 それでは補足ですけれども、学校サポート会議があるんですけれども、これは今ある現状の学校サポート会議を活かして作っているんですけれども、法律は規定の仕方が違っておりまして、いじめ問題対策連絡協議会となっております。これらは内容を見ますと構成団体から見て、ほぼ学校サポート会議と同じ団体になっておりまして、ここでそういう名称に変えるよりも今までそういう形で活動しておりますので、その形をそのまま引き継ぐという形でその名称をそのまま使っていくと。先日、その会議がありまして出席させていただきましたが、その中で関係団体が来ておりますので、この法律ができているということは、当然承知しておりますから、この法律の第14条に基づく会議として、今後位置付けたいというお話をさせていただいております。その中で、どういう役割を担っていただきたいということも説明し、ご理解頂くというように考えております。やはりこの学校サポート会議自体は関係する機関、また団体に特化したものというように理解しております。

石井委員 結局、その関係した機関に構成員をということですが、ここでいきなり対策までできるのかなということですが。

事務局長 専門家の集まりなので、やはり守秘義務が一番重要だと思います。お話の中でも個人名がかなり出て、対策どうするのかというようなところまで出ておりましたので、それはそれで機能が有ると考えております。

石井委員 それは今扱っている個人の名前が出ているということで、いじめ問題対策連絡協議会の方は一般論でいきますから、こちらは、一つひとつ組織の役割が書いてありますから、そこまでやれるのかという話なんです。

事務局長 その中で、この法律が趣旨していることも、そういった専門家が集まった中で、専門家ができる範囲のことで意見を出したり、進めていくというような会議での法律の組み立てとなっていると思いますので、学校サポート会議自体もなんら法律に関わっていないという訳ではないと思います。

石井委員 いじめに関する地域の現状の課題とか、いじめの防止に向けて今後の取り組みとかあるけれども、それはそれぞれの団体が、それぞれで持っているでしょう。それを前に一歩進んだ部分が可能なかどうか。

事務局長 そうなってきますと法律自体に問題提起になってまいります。

石井委員 法律の問題ではなくて、この方達は、皆、縦割りで来ているわけですから。いじめ問題対策連絡協議会は、全体で何か対策を作らなければいけないし、やっていかなければいけないという話なんです。そうでなければ防止にはならない。

委員長 石井委員の仰っていることは、既存の組織でそういう形でしっかりやっていただくことができるのか、非常に難しいのではないかと危惧だと思います。ですからこれはいじめ防止基本方針が確定し、法律でもこういう規定になっているということで、学校サポート会議で更にこのいじめ防止対策ということを強調し、むしろこれが中心なんだということを事務局の方から説明していくことで対応するしかないと思うんです。

石井委員 今学校サポート会議でやっていただいていることは、いいのです。ただ、今度のいじめ問題対策連絡協議会は、それだけではなくてその先がありますから。

委員長 それをしていくということしか、手法としてはないのではないかと思います。

事務局長 その様に、私も全体会議では話をしております。先日の会議の時に、これに将来的に位置付けをしたい。そして、当然掘り下げていく内容ですので、名称は違いますけれどもいじめ問題対策連絡協議会としての位置付けをさせていただきたい。構成員も全て法律に合っている。そして、やはり警察の中でも積極的に対応するという話はさせていただいております。ですから、この法律に関する協議会を立ち上げるに当たっては、やはりこのメンバーでということになりますので、児童相談所や教育委員会や法務局ですとか、そういうメンバーで形成していきますから、他に立ち上げて意味が無いのかなと思います。

委員長 局長が説明されたように、警察にしても児童相談所にしても、この事案については十分承知しておりますので、事務局の方からそういう説明があれば理解した中での動きになるかと思えます。また、もしその動きの鈍さなどが出た場合には、委員会の方で再度勧告するなり指導するなりということが有ってもいいのではないかと思いますので、そのことをしっかり伝えていただければ、当面これで進んでいただくということで、その様に、先ず事務局の方から説明をしていただくということで、よろしいでしょうか。

事務局長 やはり参加して一番思ったのは守秘義務です。一般の方が入っていくと、なかなか守秘義務というのは難しい。団体ですと必ず公務員ですので守秘義務が課されますから、それで安心ができる。

委員長 他にはいかがでしょうか。私の方から1点。9ページのカタカナ表記のところで、今見た時にアセスメントとコンサルテーション。これはカタカナにしなくても日本語で十分できる。つまりアセスメントというのは、解説にもあるように「観察し状況を把握する」ということですので、これは「学級全体の状況を把握し教員職員への」で十分に日本語になりますし、コンサルテーションというのも「助言」の一言でいいので、これはカタカナにしない方が理解しやすいし、枠外での説明も全く必要ない。他の固有名詞のカタカナは、これは下に説明書きされることで、ある程度、その仕事の内容もわかるので、これはしかたがないのかなと思います。

事務局長 わかりました。長田指導主事を見ると、また少し違うのかもしれないので、確認をさせていただきます。

石井委員 私も日本語でいいと思います。

委員長 是非そのところは、誰が読んでもわかるようにしていただける方がいいかと思えますので、その点はもう一度お願いいたします。

事務局長 注釈の部分は、言い換えるというようにしたいと思います。

委員長 他にはいかがでしょうか。

委員 特になし

委員長 特に皆さんの方から、このいじめ防止基本方針についてのご意見、ご質問等これ以上ないようですので、継続して審議してまいりましたが、この案件につきましては教育委員会としてこれをもって承認し、町の方に提出するという方向でよろしいでしょうか。

委員 全員承認

委員長 それでは、事務局の方にその辺をお願いしたいと思います。継続して協議してまいりました湯河原町いじめ防止基本方針については決議されました。

事務局長 今後につきましては町長部局に説明して、町長部局の役割も有りますので、ご了解い

ただいた段階でこれが成立するという形になろうかと思えます。もう1点は、先程の学校サポート会議については、法律では条例でというようになっておりますので、将来的には条例で規定するような形に向かうというように考えております。

委員長 以上でよろしいでしょうか。

委員 全員、意見等なし。

委員長 それでは、次の案件に移ります。

④ 学校及び教育委員会が執るべき措置への提言に対する具体案について（継続協議）

委員長 それでは、継続協議になっております学校及び教育委員会が執るべき措置への提言に対する具体案について事務局から説明をお願いします。

柏木課長 こちらも継続協議ということで、先般ご意見をいただき、教育委員会でも再度見直しまして修正を終えました。先程と同様に、網掛けの部分が修正した部分でございます。まず表題につきましては、「学校及び教育委員会が執るべき措置への提言に対する具体案について」となっておりましたが「具体的な取組案について」と修正しております。1つ目の提言でございますけれども、四角の中の、冒頭に「平成26年度より、」という文言を加えました。それから「湯河原町人権月間」となっておりましたが、人権教育ということで人権擁護委員の方でも人権月間というものを設定していますので、区別ができた方がいいのではないかとということで、教育という言葉を入れて「人権教育月間」というようにさせていただきました。それから中段部分の「ご遺族の感情、関係者の兄弟の感情等」という言葉は削除させていただいております。それから後段の部分では「町長部局及び関係諸団体と連携し、校長会に諮りながら検討しております。」ということで、教育委員会だけではなく町全体で取り組むということですが、この「町長部局」という文言は誤解が生じる可能性がありますので、「町部局」という文言に訂正させていただきたいと思えます。この後も「町長部局」という文言が出てきますけれども「町部局」の方がわかりやすいということで、訂正させていただきながら説明をさせていただきます。2つ目の提言の財政的な裏付けを検討することということですが、ご意見の中では指導主事の2人体制の確立というようなことが入っていましたが、7番目の提言に同様の指導主事のことが書いてありますので、ここでは指導主事のことは記載しておりませんが、財政的なものとして「なお、本提言を具体化するための財政的裏付けについては、学びづくり推進事業など、平成26年度補正予算で対応しました。」と追加し、さらに「また、家庭、地域への啓発に係る取組みの一つとして、平成26年度、社会教育課主催の家庭教育学級において「いじめ」に係る講話を企画・計画しています。」ということで、家庭教育学級も社会教育課の予算の中で実施していくというようなことを入れさせていただいております。それから、3つ目の「今回のいじめ対策を一過性のものとせず、継続と具体化の努力をすること。」の提言でございますが、これは特にご意見等ありませんでしたが、網掛けの部分のように「また、今後いじめ防止対策推進法に基づき、「いじめ防止基本方針」の策定について、町部局と協議を進めます。」というので、いじめ基本方針についての記述を加えさせていただきました。2ページをお願いします。4つ目の提言で「湯河原中学校が、生徒たちにとって、安心できる「居場所」となりうるよう意識した取組みをすること。」という中でご意見いただいたのは、教員の資質の向上の具体策についてということでございました。回答部分につきましては、「中学校に留まらず、管内小中学校において、学級活

動や総合的な学習の時間を利用し、体験活動等を積極的に取り入れ、生徒の「自己有用感」を育てていきます。」とあります。また、ハートフルウィークや生活アンケートというふうな記述がございますが、これは、今回の資料には書いてありませんが、「中学校においてはハートフルウィーク」ということで、ここに「中学校においては」ということで入れさせていただきたいと思います。小中学校合わせていろいろな対応を取っていくということで、中学校だけではないということで、ハートフルウィークの前に「中学校においては」ということの前ふりを入れさせていただきたいと思います。それから資質の具体案のことでございますが、下から4行目の「そのためには、生徒、教員、保護者が様々な問題について話し合いができる「人間関係」を築くことが重要であり、そうした視点を踏まえての生徒指導、保護者との連携ができるよう、教員の研修、教員間のコミュニケーションが図られるよう取り組んでまいります。」というように修正させていただいております。5つ目の「教員間の連携を促進できる体制を速やかに確保すること。」という項目では、ご意見としては、教員個人個人の意識改革が必要ではないかというようなご意見がございました。そこで「各グループリーダーを中心に、「みんなが担任、みんなの生徒」であるという意識を個々の教員がしっかりと認識するとともに、教員同士が日常の声掛け等の工夫をさらにしていきます。また、報告・連絡・相談のマニュアルの徹底を図っていきます。また、教員同士の連携の促進は、日常の積み重ねが大変重要であると捉え、管理職からの繰り返しの啓発や、教育委員会からの継続的な支援、助言を行っていきます。」ということで、そこで意識改革についての記述をさせていただいております。それから6つ目のアンケート用紙の保管についての提言でございますが、アンケートの保存期間については1年ではなく在学期間中は保存すべきというご意見がございまして、下段部分ですが、「アンケート等の文書保管については、当該児童・生徒の在学中は、各学校長が学校において保存とすることを徹底していきます。」ということでございます。それで、下から3行目のアンケート等の文書保管についてはの冒頭に、やはり小中学校共通でございまして、「小中学校におけるアンケート等の文書保管については」とさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。これだと中学校だけの記述になってしまいますので、小中学校におけるというのを冒頭に加えさせていただきたいと思います。続いて3ページをお願いいたします。7つ目の「町教育委員会の人的体制を充実させること。」ということで、こちらにつきましては指導主事について具体的に記述をいたしました。「指導主事の二人体制を、町部局に予算要望し、平成26年度は、非常勤指導主事1名を増員することができました。」ということに変えさせていただきたいと思います。それから8つ目につきましては、「宣言もしくは条例を制定して、全町民の共通の目標とすること。」という提言でございます。中身がだいぶ長いのでキャッチフレーズ、標語的なものを検討したらどうかというようなことで、そこのところについては一番下の「このほか、キャッチフレーズを、広く公募し、上述した基本理念にふさわしいものを選定し、町民共通の道しるべとなるよう、パネル掲示や町内各所への掲出等で周知します。」ということで、キャッチフレーズの募集を入れさせていただきました。この宣言そのものには、冒頭に「湯河原町いじめ防止宣言」ということで入れさせていただきまして、あと4つ目の宣言と6つ目の宣言の順序を入れ換えさせていただきました。最後の4ページでございます。9つ目の提言でございますが「町教育委員会は、いじめ防止に関する対策の実践について、毎年検証を行い町議会に報告すること。また、町民が参加したいじめ対策協議会を設置すると共に、必要な費用を予算化すること。」という提

言の中で、全町的なものにしなければいけないというご意見をいただいたところでございます。上の方の網掛けは評価委員の報酬の部分でございますが、報酬の予算要望については削除させていただいて、「評価委員を設置し、その結果を公表します。」という形に。それから下の方では全町的なものにするということで、「そのほか、保護者、区長連絡協議会等」となっていますが、ここも「区会等」に変えさせていただきたいと思います。「保護者、区会等、地域の諸団体との連携をより一層密にし、連携・協力する体制の推進に努めます。」ということで、修正をさせていただいております。それから10番目でございます。「湯河原中学校は、スムーズな情報共有・情報連携のための校内システムを早急に確立し、また、毎年度末にいじめ防止の取り組みをまとめて町教育委員会に報告すること。」というようなことでございます。ご指摘いただいたのは、中学校だけでなく小中学校というような形、それから報告回数については、年度末1回となっておりますが、ここにありますように、長期休業前の7月、12月、3月という学校の節目に報告をするというようなことに変えさせていただいております。最後に11番目の提言でございますが。調査報告書について、中学校の先生は読んでいなくても、小学校の先生は読んでいない方もいらっしゃるのではないのかというようなご心配がありまして、「管内小中学校の教員及び町教育委員会職員は、2つの報告書を読み込み、事案の把握と課題及び提言の共有を図っております。」というように変えさせていただきました。修正につきましては、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。継続して協議しておりました学校及び教育委員会が執るべき措置への提言に対する具体的な取組案。これは先の調査委員会からの調査報告の際の具体的な11の取り組みについて、町教育委員会としてどのような形でこれを回答するかということで出たものでございます。継続して協議してまいりましたが、ただいま柏木課長の方から説明がございました修正につきまして、皆さんの方から質問ご意見等はいかがでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 私の方から、2つ目の提言の一番下の行で「家庭教育学級において「いじめ」に係る講話を企画・計画しています。」とありますが、「企画・計画」というのはおかしいので、文言を修正していただきたい。それから、2ページの6番目の提言の下から3行目のところに「小中学校における」という文言を入れるということでしたが、それは入れなくても次のところの文章の「当該児童・生徒の在学中は」というところで、児童が入ると小学校も入ることになりますので、ここはそのままの文章で通じると思いますので、入れなくても良いと思います。それと4ページの9番目の提言の四角の枠の中の下から2行ですけれども、この「保護者、区会等、地域の諸団体との連携をより一層密にし、連携・協力する」のところで、「連携」が2回続くので、この文章を訂正しないといけないと思います。

事務局長 「協力体制を構築します。」というような修正でよいでしょうか。

委員長 そうですね。「連携を密にして協力体制をとる。」とか、そのような内容でしょうか。

事務局長 委員長。先程の2ページの件ですけれども、後段のアンケートの前に「小中学校における」は要らないだろうということですが、その前段の2行目の後ろに但し書きがありまして、その前については中学校についてのことを書いてありまして、「ただし」の後に「小中学校におけるアンケートは」と入れた方がよろしいのではないのでしょうか。

委員長 そうすると「生徒理解」も「児童・生徒理解」に修正した方が良いのではないのでしょうか。

事務局長 そうですね。ここを「児童・生徒」とした方が、小学校と中学校の両方のことなので、良いと思います。

委員長 わかりました。それともう1点。2ページの4つ目の提言の四角の中の下から4行目、その「生徒」についても「児童・生徒」にした方が良いですね。

事務局長 はい。

委員長 もう1点。先程、課長から「町長部局」のところを「町部局」というように説明されていましたが、「町部局」ではなく「町」ではいけないのでしょうか。「町」の方が良いかと思うのですが、つまり議会の同意も得なければならぬでしょうから、「町」であれば議会も含めてのものになると思うのですが。

事務局長 そうですね。「町」ですね。

委員長 他には、いかがでしょうか。

石井委員 非常に初歩的な質問なのですが、これ作り上げてどこへ出すのですか。いじめに関する調査委員会の委員へ出すのですか。

事務局長 これは教育委員会で決議するもので、出すというよりも教育委員会が取り組む内容です。当然学校にもお示しして。

石井委員 これが提言に対する回答の書式になっていますから、どこへ回答するのかということです。

事務局長 どこかへ出すというよりも、教育委員会が学校も含めてこういうことを実施していきますということで、敢えて出すならば湯河原町いじめに関する調査委員会に出す。こういうことを取組んでいきますということで決議することですから、どこかへ出すということは義務付けられてはいないと思います。ただし、当然町長や議会にもこういう方法で取組んでいきますというようなことは、報告していく必要はあるのではないかと思います。

石井委員 取り敢えず公表はしないで、何かあれば出すということですか。

事務局長 これで決定されれば、教育委員会としてこのように取組んでいきますということは町長部局にも報告しますし、先程のいじめ防止基本方針にも関連しておりますので、まずこれがあって基本方針というのがありますから。

石井委員 いやそれは違う。これはあくまでもいじめに関する調査委員会に出すものであって、あれは法律で実施するよう規定されたものです。任意だけれども実施するよというものです。

委員長 つまりこれはですね、この調査委員会からの報告が教育委員会に提出され、そして更に町議会にも報告された。その町議会には私達も傍聴させていただきましたが、町議会の中で、教育委員会ではこの具体的な回答はどのように考えているのかとの質問に対して、教育委員会で協議されないまま当時回答されてしまった。それは本来おかしなことで、やはりその提言に対して教育委員会でしっかり審議し、今後の方針を作っていくということが本筋なので、今ここでそれが審議されている。ですからこれは提言に対する具体的な取組みとして教育委員会の回答となりますが、今、石井委員は、この回答をどこに出すのかというお話でしたが、本来は提言をされたところに、このようになりましたというように回答すれば良いのですが、調査委員会は任期が満了となって解散してしまっている。ただ教育委員会としての考え方がここで固まって、先程、局長が仰ったように学校、町、議会に対してこのように取組みますと報告する。ですからこれは具体的に非常にコンパクトに纏めてあるし、わかり

易いので、これをただ単に学校や議会、町に示すだけでなく、例えば町民に対してもこれを示すということが、この委員会の議事録だけではなく、なんらかの方法で広報することの必要性や、その手法というのはどうなのだろうかということだと思います。

石井委員 町、議会、町民に広報するということですね。

委員長 これから決議するわけですが、これが決議された場合にどのように使っていくかということだと思います。いずれにしても、先に取り組案の方から決めさせていただき、それからどうするかという具体的なものに入りたいと思います。それでは、3月上旬に調査委員会からの提言をいただき、3ヶ月近く掛かってこういう形での具体的な回答ができたわけですが、これにつきまして皆さんの方から内容等でもう少し文言の修正あるいは内容の吟味等ございましたら、お願いいたします。ほぼこれで良ければこれで決定していきたいと思いますが、いかがでしょうか。質問ご意見等ありますか。

委員 質問、意見等なし

委員長 意見等ないようですので、継続して審議してきましたこの提言に対する具体案をご承認いただけますでしょうか。

委員 全員承認

委員長 ありがとうございます。それでは、学校及び教育委員会が執るべき措置への提言に対する具体案について承認されました。では続きまして、これをどの様にするかというのをここで協議したいと思いますが、せっかく大変な時間と労力を使ってできた取組み案ですけれども、これをどの様にして現場に下していくか、先程、石井委員が仰ったように具体的に実の有るものにしていくかということで、先程の法律等に基づくいじめ防止基本方針の方は別にして、これ自体非常にわかり易くなっていますけれども、これをどのように扱っていけばいいか、なにか具体的な案がございましたらお願いします。

石井委員 ある程度の反響があつてリアクションが来るでしょうけれども、できる範囲で公表した方が良くと思います。そうしなければ作った意味がない。町部局、町議会に持っていか、学校にも流す。住民に流していいかどうかわかりませんが、場合によっては住民に流す。

委員長 事務局として町と議会にはこれは報告するかと思いますが、その後の学校もそうですが、けれども一般の町民への広報のことはなにか考えておりますか。

事務局長 当然、事務局の中でも一応どの様にすればいいか考えております。まず今日、これが成立しましたので、町長にご報告させていただき、6月10日の総務文教・福祉常任委員会で報告します。併せて調査報告書自体もホームページで公開しておりますので、これが整理できましたらすぐホームページで公開させていただきます。この内容が更に具体的にどうなのかということになりますと、先程言いましたように、いじめ防止基本方針も作っておりますし、先程、教育委員会の方ではご承認をいただきましたが、最終的には町がこれを作ることになります。前後してしまいましたけれども、併せて既に人権教育に係る年間計画が成案になっております。その年間計画もこれに付随したものですので、それも併せて報告していくという形をとりたいと考えております。

委員長 今の人権教育の年間計画は、4月に実施したものとは別のものですか。

事務局長 平成26年度人権教育に係る年間計画。これは校長会で練られて、それは成案になっておりますので、これもひとつの具体案ということですので、お示ししていきたいと考えてお

ります。

委員長 今、事務局の方から今後のスケジュールについて具体的な話がございました。皆さんの方からはご意見はいかがでしょうか。今はまだ腹案ということで局長の方からそういうお話しがありましたが、そういう方向でよろしいでしょうか。

小松委員 教育委員会でこういうことについてこんなに時間をかけて話し合っているということは、一般の町民の方へはご存じないと思うので、町の広報誌に調査委員会からの全文を載せるのは難しいと思いますけれども、11項目の提言に対する取り組みに関してこういうものをつくりましたので、その詳細についてはホームページをご覧くださいという内容を広報誌に載せていけばいいと思いますが、できますでしょうか。

事務局長 できると思います。

委員長 いかがでしょうか。そういう方向で、よろしいですか。

委員 全員了承

委員長 町としてはホームページに載せるということは情報公開したという形になりますので、そういう言い方をしていくということの方が、より良いのではないかと思います。他にいかがでしょうか。

委員長 皆さんの方から特に広報する手法としては、よろしいですか。

事務局長 4月の定例会で委員の皆様にお配りした人権教育に係る年間計画につきましては、校長会で成案となっております。ですので、6月10日の総務文教・福祉常任委員会には、本日、ご審議いただきました提言に対する具体的な取組が、まだ成案になるかどうかわかりませんでしたので、この年間計画をお示ししようと思っておりました。本日、提言に対する具体的な取組のご了解をいただきましたので、これも合わせて報告していきたいと思えます。

委員長 それでは、ただいま事務局の方から説明がございました方向で、この協議した内容等を広報、公表していくということでご理解をお願いいたします。それでは継続しおりました学校及び教育委員会が執るべき措置への提言に対する具体的な取組案については皆さんの賛同をいただきましたので、承認されました。続きまして、次の案件に移ります。

⑤ 全国学力・学習状況調査の結果の公表について（継続協議）

委員長 それでは、継続協議となっております、全国学力・学習状況調査の結果の公表について事務局から説明をお願いいたします。

柏木課長 それでは、全国学力・学習状況調査の結果の公表について説明をいたします。

（資料に基づき説明）

- ・ 市町村教育委員会は学校名を明らかにした公表はできなかったが、法改正により公表が可能となった。
- ・ 県内の市町村のほとんどは「公表しない」もしくは「検討中」。
- ・ 学力調査の結果が出る前に、公表の有無について決定したい。

委員長 ただいま、事務局から説明がございましたが、先に行われました全国学力・学習状況調査における調査結果の取り扱いについて、簡単にいえば公表するかしないかということ、ここで結論付けたいということです。文部科学省の方針、あるいは県の方針がその時勢によって変わってきますので、今回ここで決めても来年になるとまた協議するようなことも有り得るかとは思いますが、取り敢えず平成26年度の全国学力・学習状況調査についての調査結

果を、どの様にするかということでご審議いただきたいと思います。具体的に近隣というか神奈川県内の市町村で、そういう結論が出ているところは、どの様なところがあるのでしょうか。

柏木課長 現在公表しないという団体が 21 市町村、検討中というところが湯河原を含めて 12 市町村となっています。公表しないと回答した理由につきましては「学校の序列化につながりかねない」、「過度な競争が生じる」というような理由で公表しないということを決めているところがあります。あとは検討中の 12 市町村の団体につきましては、また順次出てくると思いますが、真鶴町と箱根町は 1 校だけです。特定されてしまうということで、すでに公表しないということを決めております。

委員長 神奈川県の中で公表するとした団体は、まだ無いということですね。

柏木課長 はい。

委員長 いかがでしょうかみなさん。ここで湯河原町はどういう方向にするかということ、ご審議いただきたいと思います。皆さんのご意見はいかがでしょうか。

山本委員 すみません。これを公表しないというように決めた場合、この結果について知ることのできる範囲というのは、どういうことになるのですか。教育委員会にはそのデータだけは送られてくるわけですね。

事務局長 分析して学校に反映するという形になるかと思います。

山本委員 学校側にもそれは伝えるわけですね。

事務局長 そうです。

山本委員 それで良いのではないかと思います。

委員長 つまり公表というものは一般の市民や町民の方が、その学校の成績が全国で何位であるとか、何点であるかということを知ることです。

山本委員 それは必要ないと、学校の先生が把握していれば良いのではないかと思います。

事務局長 今後、夏以降に学校単位で分析に入ることです。文部科学省が言っている中には、調査により特定できるのは学力の一部分だということも言っている。そういうことも踏まえる。と、いって否定的ではない。いわゆる説明責任を果たすということもひとつの重要なことと言っている。県西部地区の場合、小規模の団体が多いので、公表するとほとんど特定されるという形が多いので、真鶴町もそうですが公表には少し否定的なところもあるようです。

石井委員 私の考えは、やはり出したくない。ただ、来年からは法律が変わり、首長が頭に立ちますから、そこで、全国でいろいろな意見がでると思います。

委員長 いかがでしょうか。だいたい皆さん充分におわかりの中で、平成 26 年度の全国学力・学習状況調査について、湯河原町は公表しないということでもよろしいでしょうか。

委員 全員賛成

委員長 では全員の賛成をいただきましたので、これにつきましては公表しないという結論でお願いいたします。それでは、次の案件に移りますが、ここからは秘密会となります。

① 平成 27 年度教科用図書の採択における採択地区に関する調査について

委員長 それでは、協議第 3 号、平成 27 年度教科用図書の採択における採択地区に関する調査について事務局から説明をお願いいたします。

柏木課長 それでは、平成 27 年度教科用図書の採択における採択地区に関する調査について説明

をいたします。

(資料に基づき説明)

- ・ 法改正に伴い、平成 27 年度から教科用図書の採択地区の設定単位が変更となり、郡から町村単独でも採択できるようになる。
- ・ 県から平成 27 年度の採択地区に関する意向調査があり、協議をお願いする。

委員長 それでは、協議第 3 号、平成 27 年度教科用図書の採択における採択地区に関する調査については、共同採択ということによろしいでしょうか。

委 員 全員賛成

委員長 それでは、協議第 3 号、平成 27 年度教科用図書の採択における採択地区に関する調査については、下郡の共同採択とすることで決議されました。続きまして、次の案件に移ります。

② 教科書採択地区についての請願について

委員長 それでは、協議第 4 号、教科書採択地区についての請願について事務局から説明をお願いいたします。

柏木課長 それでは、教科書採択地区についての請願について説明をいたします。

(資料に基づき説明)

- ・ 足柄下地区の教科書採択について、共同採択を取りやめ、湯河原町教育委員会の単独採択地区にさせていただきたいとの請願が、教育委員会委員長宛に提出されたため、協議をお願いする。

委員長 それでは、協議第 4 号、教科書採択地区についての請願については、不採択ということによろしいでしょうか。

委 員 全員賛成

委員長 それでは、協議第 4 号、教科書採択地区についての請願については、不採択とすることで決定しました。続きまして、議決事項に入ります。

(3) 議決事項

① 湯河原町非常勤指導主事の任用について

委員長 それでは、議案第 7 号、湯河原町非常勤指導主事の任用について事務局から説明をお願いいたします。

小野副課長 それでは、議案第 7 号、湯河原町非常勤指導主事の任用について説明いたします。

(資料に基づき説明)

- ・ 非常勤指導主事 1 名の任用について、承認を求める。
- ・ 任期は、平成 26 年 6 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

委員長 それでは、議案第 7 号、湯河原町非常勤指導主事の任用について、ご承認いただけますでしょうか。

委 員 全員承認

委員長 それでは、議案第 7 号、湯河原町非常勤指導主事の任用については、承認されました。続きまして、次の案件に移ります。

② 6 月補正予算について

委員長 それでは、議案第8号、6月補正予算について事務局から説明をお願いいたします。

柏木課長 それでは、議案第8号、6月補正予算について説明いたします。

(資料に基づき、平成26年度6月補正予算について説明)

- ・平成26年度6月補正予算について、意見を求める。

委員長 それでは、平成26年度6月補正予算について、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員承認

委員長 それでは、議案第8号、平成26年度6月補正予算については、承認されました。続きまして、次の案件に移ります。

③ 湯河原町民グラウンド条例について

委員長 それでは、議案第9号、湯河原町民グラウンド条例について事務局から説明をお願いいたします。

青木課長 それでは、議案第9号、湯河原町民グラウンド条例について説明いたします。

(資料に基づき、湯河原町民グラウンド条例について説明)

- ・湯河原町民グラウンド条例を別紙のとおり定めることについて、意見を求める。

委員長 それでは、湯河原町民グラウンド条例について、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員承認

委員長 それでは、議案第9号、湯河原町民グラウンド条例については、承認されました。以上で、議決事項の審議を終了し、その他に入ります。

(4) その他

① 児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について

- ・児童・生徒の事故報告及び生徒指導等の状況について報告

② 第2回湯河原中学校給食検討委員会の結果について

- ・5月13日に開催した給食検討委員会の結果について報告
- ・主にアンケートの実施と今後のスケジュールについて審議した。
- ・アンケートは対象を広げて、小学校では5・6年の児童と全学年の保護者に実施するよう検討することとした。
- ・アンケートには近隣の状況も示した方がよいとの意見が有り、参考資料として添付することとした。

③ 校長会の資料について

- ・5月1日(木)に開催された校長会の資料について報告

④ その他

- ・6月町議会で、既に提出された教育委員会関係の一般質問について報告
- ・中学校女子バレー部の外部コーチの指導状況について、委員から報告

委員長 7月の定例会の日程につきまして、皆様のご都合をお伺いいたします。

《7月定例会の日程調整の結果》

6月の定例会は、6月19日(木)午前9時00分から、吉浜小学校で開催

7月の定例会は、7月14日(月)午後1時30分から、湯河原小学校で開催

委員長 大変遅くなりましたが、もう次の会が控えております。いろいろと話さなければいけないことが有るかとは思いますが、ひとつ有効にこの次の席も使っていただけたらと思います。昨日、衆議院で地方教育行政に関する法律が通過いたしました。まだ、参議院も有りますけれども、ほぼ衆議院で通過したとおりにいく可能性が高いと思いますが、制度が大きく変わるということで、また皆さんのご理解をお願いすることになるかと思えます。今日は、遅くまでありがとうございました。

(終了時間 午後 5 時 21 分)